

介護保険

お問合せ
福祉介護課介護保険係
☎ 029-885-0340
(内線)113・132・135

介護保険料の年金からの天引き (特別徴収) について

介護保険料の納め方は、納付書や口座振り込みで納める「普通徴収」と、年金から天引きされる「特別徴収」の2種類あります。今月号では、「特別徴収」についてご説明します。

特別徴収の対象となる方 特別徴収は、受給している年金が年額18万円以上の方が対象となります。ただし、次のいずれかの場合には、介護保険料の一部または全部が一時的に普通徴収となります。

・年度途中で介護保険料が増額になった	▶増額分が普通徴収となります。
・年度途中で65歳になった ・年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった ・年度途中で他市町村から転入してきた	▶特別徴収が開始されるまでは、普通徴収となります。 ※特別徴収開始時期については、下記「特別徴収開始時期について」をご覧ください。
・介護保険料が減額になった ・年金が一時的に差し止めになった	▶普通徴収となります。ただし、翌年4月に特別徴収対象者と把握されると、把握された年の10月から特別徴収が再開されます。

特別徴収開始時期について 特別徴収は、介護保険被保険者が、日本年金機構や共済等の年金保険者側に、特別徴収対象者として捕捉(把握)されることで開始します。

特別徴収対象者捕捉月	特別徴収が始まる月
4月	10月
6月・8月・10月	翌年4月
12月	翌年6月
2月	8月

(例) 平成29年3月に美浦に転入した方



介護保険料Q&A

Q. 特別徴収から普通徴収に変更することはできますか？

A. 65歳以上の方の保険料の支払い方法については、介護保険法第135条により特別徴収が原則とされています。自分で納付方法を選択することはできません。

Q. 美浦村に転入して介護保険料の納付書が送られてきました。介護保険料は年金からの天引きで納めているのに、二重払いではないですか？

A. 現行の制度上、自治体間において、転入後すぐには年金からの天引きを引き継ぐことができません。そのため、一時的に前住所地の自治体の特別徴収と、美浦村からの普通徴収が重複する場合があります。特別徴収による過納があるときは、前住所地の自治体から通知されます。

アンケートにご協力ください

美浦村では、第5期障がい福祉計画の策定に向けて、障がい福祉に関するアンケート調査を実施します。

ご自宅にアンケートが届いた方は、8月31日(木)までに役場福祉介護課へご返送ください。ご協力をお願いいたします。

◇お問合せ 役場福祉介護課 ☎029-885-0340(内線111)

